

中間市監査公表第 10 号

令和 3 年 12 月 27 日

中間市監査委員 武 藤 淳

中間市監査委員 安 田 明 美

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり報告する。

記

1. 監査の対象

今回の監査は、市が補助金を交付している団体である公益社団法人中間市シルバー人材センターの平成 30 年度・令和元年度及び令和 2 年度に交付した補助金等に係る出納その他の事務を対象とした。

2. 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、関係帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3. 監査の期間

令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 22 日まで
(現地監査 令和 3 年 12 月 22 日)

4. 監査の結果

監査にあたっては、補助金はその目的に沿って適正に執行されているか、また、補助金等に係る収支の会計経理は適切に行われているかどうかを主眼に実施した。

監査の結果、出納その他の事務の執行は、概ね適正に処理されていた。